

佐賀労働局発表
平成30年5月29日



【照会先】

厚生労働省 佐賀労働局 労働基準部(健康安全課)
健康安全課長 満田 和弘
地方産業安全専門官 大石 邦貴
電話 0952 (32) 7176 (直通)

『第91回 全国安全週間』(7月1日~7日)

- 準備期間(6月1日(金)~30日(土))がスタートします -

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎えます。

期間は7月1日から7日までの7日間、

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災

のスローガンのもと、全国一斉に実施されます。

また、本週間を迎えるに当たり、6月1日から30日までの1か月間を準備期間としています。

佐賀労働局(局長 菊池泰文) 各労働基準監督署では、全国安全週間の期間及び準備期間中に、

- ・ 全国安全週間説明会の開催(裏面の一覧表参照)
- ・ 佐賀労働局長による安全パトロールの実施(内容確定後事前広報予定)
- ・ 労働災害防止団体等の自主的取り組みに対する支援
- ・ 労働災害発生事業場に対する監督指導

等を実施し、事業場における安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進、労働者への安全教育の徹底、労使の安全意識の高揚などを図ることとしています。

【参考】

佐賀県内の全国安全週間説明会の開催日程

地 区	日 時	場 所
唐 津	平成30年6月 7日(木) 14:00～	唐津市文化体育館(唐津市)
鳥 栖	平成30年6月 8日(金) 13:30～	鳥栖市民文化会館(鳥栖市)
鹿 島	平成30年6月 8日(金) 13:30～	生涯学習センター「エイブル」(鹿島市)
武 雄	平成30年6月 11日(月) 13:30～	武雄市文化会館(武雄市)
佐 賀	平成30年6月 12日(火) 13:30～	アバンセ(佐賀市)
伊万里・有田	平成30年6月 13日(水) 13:30～	焔の博記念堂 文化ホール(有田町)

平成30年度全国安全週間の開催について(要旨)

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少しているが、平成29年の労働災害については、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上の死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みです。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要です。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組みます。

『新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災』

1 期間

本週間の期間は、平成30年7月1日から7月7日までとします。

なお、本週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とします。

2 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

3 継続的に実施する事項

- (1) 安全衛生活動の推進
 - 安全衛生管理体制の確立
 - 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - 自主的な安全衛生活動の促進
 - リスクアセスメントの普及促進
 - その他の取組
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - 建設業における労働災害防止対策
 - 製造業における労働災害防止対策
 - 林業の労働災害防止対策
 - 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
 - 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - 交通労働災害防止対策
 - 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000198374.html>)